岐阜市上下水道事業部告示第３３号

公共下水道の供用等の開始について

公共下水道の供用等を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項及び第２項の規定により、下記のとおり告示します。

なお、関係図書は、岐阜市上下水道事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和７年３月１４日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長　　島邊　恒之

記

１　　供用（下水の処理）を開始する年月日

令和７年３月３１日

２　　供用（下水の処理）を開始する区域

（１）北東部処理分区

岐阜市茂地の一部	岐阜市加野７丁目の一部
岐阜市世保北の一部	

（２）東部第１処理分区

岐阜市長森岩戸の一部	

（３）東部第２処理分区

岐阜市東中島２丁目の一部	岐阜市切通７丁目の一部

（４）北西部処理区

岐阜市中１丁目の一部	岐阜市粟野東３丁目の一部
岐阜市折立の一部	岐阜市木田２丁目の一部
岐阜市三田洞の一部	

（５）南部処理区

岐阜市東鶉４丁目の一部	岐阜市光樹町の一部
岐阜市上川手の一部	

（６）北部処理区

岐阜市一日市場１丁目の一部	岐阜市一日市場２丁目の一部

３　供用を開始する排水施設の位置

別紙図面表示のとおり

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

５　終末処理場の位置及び名称

位　　置	名　　称
各務原市下切町・松本町・前渡西町・前渡東町	岐阜県各務原浄化センター
岐阜市曽我屋８丁目	北西部プラント
岐阜市南鶉６丁目	南部プラント
岐阜市西中島６丁目	北部プラント

６　　縦覧期間

令和７年３月１４日から同月２８日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

７　　縦覧時間

午前８時４５分から午後５時３０分まで